

収入保険加入者の皆様へ

お忘れではないですか？

作付面積や作物を変更した通知

お手元の保険証書に添付されている営農計画書の内容に変更がある場合は農作物等の作付け後**1か月以内**に通知してください。

事故が発生した際の通知



収入が減収する事故(被害)が発生した際は**遅滞なく**通知してください。

※価格低下等の目に見えない事故の通知も忘れないで！！

「遅滞なく」とは：現地確認等により被害を確認できる状態が保持されている期間となります。

通知が遅れた場合は保険金等の支払が免責となり減額されますのでご注意ください。

※従来から、規程等により、営農計画の変更通知や事故発生通知の遅れは免責とされており、令和7年契約より厳格に運用されます。

ご連絡はお近くの農業共済組合へお願いします

東予支所：0897-55-2955

中予支所：089-941-4623

南予支所：0894-62-2123

今治出張所：0898-31-2800

伊予出張所：089-982-0534

愛南出張所：0895-72-0201